

第 1 回西知多医療厚生組合議会定例会

会 議 録

平成 2 5 年 2 月 1 4 日

西知多医療厚生組合議会

平成25年第1回西知多医療厚生組合議会定例会会議録目次

会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
諸般の報告について	5
一般質問について	5
黒川親治議員	5
1 新病院開設後の知多市民病院のあり方について	
2 新病院建設基本構想・基本計画について	
3 看護師の確保について	
島崎昭三議員	9
1 新病院開院に向けての体制について	
2 知多市民病院について	
西知多医療厚生組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定について	17
西知多医療厚生組合看護師等修学資金貸与条例の制定について	20
平成24年度西知多医療厚生組合病院事業会計資本剰余金の処分について	23
平成24年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）	25
平成25年度西知多医療厚生組合一般会計予算	27
平成25年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計予算	34
平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算	39
監査委員の選任について	46

平成25年第1回西知多医療厚生組合議会定例会会議録

1 招集年月日 平成25年2月14日 午前9時30分

2 招集場所 西知多医療厚生組合議場

3 応招議員(14人)

1番	田中雅章	8番	大村 聡
2番	川崎 一	9番	江端菊和
3番	足立光則	10番	島崎昭三
4番	石丸喜久雄	11番	荻田信孝
5番	佐野義一	12番	黒川親治
6番	笹本 洋	13番	勝崎泰生
7番	蟹江孝信	14番	大島大東

4 不応招議員 なし

5 開閉の日時

開会 平成25年2月14日 午前9時30分

閉会 平成25年2月14日 午前11時53分

第1日 (2月14日)

1 出席議員(14人)

1番	田中雅章	8番	大村 聡
2番	川崎 一	9番	江端菊和
3番	足立光則	10番	島崎昭三
4番	石丸喜久雄	11番	荻田信孝
5番	佐野義一	12番	黒川親治
6番	笹本 洋	13番	勝崎泰生
7番	蟹江孝信	14番	大島大東

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管理者	加藤 功	副管理者	鈴木淳雄
副管理者	渡辺正敏	副管理者	宮下修示
会計管理者	大橋昌司	代表監査委員	中田 潔

[総務部]

総務部長	下村一夫	総務課長兼 衛生センター所長	蒲田重樹
経営企画課長	早川幸宏	新病院建設課長	勝崎当仁

[東海市民病院]

院長	千木良晴ひこ	事務局長	天木洋司
管理課長	大西 彰	医事課長	岡田光史

[知多市民病院]

院長	種廣健治	事務局長兼 事務部長	小川隆二
管理課長	竹内慎二	医事課長	岩堀良治

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

清掃センター所長	鷹羽保夫	健康福祉監	佐治錦三
----------	------	-------	------

[知多市]

生活環境部長 浅田文彦

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

事務局長 佐々木 美喜子 書記 工藤 幸一
書記 榎田 竜也

6 議事日程

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4		一般質問について
5	1	西知多医療厚生組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定について
6	2	西知多医療厚生組合看護師等修学資金貸与条例の制定について
7	3	平成24年度西知多医療厚生組合病院事業会計資本剰余金の処分について
8	4	平成24年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）
9	5	平成25年度西知多医療厚生組合一般会計予算
10	6	平成25年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計予算
11	7	平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算
12	同意1	監査委員の選任について

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(2月14日 午前9時30分開会)

議長 (田中雅章)

現在の出席議員は14人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、平成25年第1回西知多医療厚生組合議会定例会を開会いたします。

会議に先立ち、管理者からあいさつをいただきます。

管理者 (加藤功)

議長のお許しを得ましたので、開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成25年第1回西知多医療厚生組合議会定例会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日御提案いたしておりますのは、平成25年度西知多医療厚生組合一般会計予算初め8件の議案でございます。何とぞ十分な御審議をいただき御議決賜りますようお願い申し上げます。簡単でありますけども、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長 (田中雅章)

ありがとうございます。それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長 (田中雅章)

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、3番足立光則議員、12番黒川親治議員を指名いたします。

議長 (田中雅章)

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

議長（田中雅章）

日程第3「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項及び第199条第4項の規定により、監査委員から議長のもとに、平成24年9月分から同年11月分までの例月出納検査結果報告並びに第1回及び第2回の定例監査の結果報告が提出されましたが、お手元にお配りしたとおりでございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

議長（田中雅章）

日程第4「一般質問について」を議題といたします。

お手元に配付いたしました一般質問通告一覧の順序に従い質問していただきます。なお、質問時間は、質問、答弁、要望を含め1人30分以内ですので、よろしくお願いたします。残時間の表示につきましては、25分を経過するまでは5分刻みで表示し、5分を切った時点から1分刻みで表示し、残時間がなくなりますと卓上ベルでお知らせをいたします。それでは一般質問に入ります。

12番黒川親治議員の発言を許します。

12番議員（黒川親治）

おはようございます。議長のお許しを得ましたので通告事項に従いまして次のことを質問いたします。

1点目は、新病院開設後の知多市民病院のあり方について。2点目は、新病院建設基本構想・基本計画について。3点目は、看護師の確保についてであります。明確な答弁をお願いいたします。

1点目、新病院開設後の知多市民病院のあり方について。新病院建設については、本年3月末には旧東海市民病院の解体工事が終わり、4月からは建設工事等が進められますが、知多市民にとっては現在の知多市民病院は後方支援病院として位置づけられているものの、まだ具体的なものは提示されていない状況であります。医師や市民の声をどう反映しているのか明らかになっていません。以上のことを踏まえ

次のことを質問いたします。

1つ目は、東海市医師会の要望や意見は聞いているのか。2つ目は、知多市医師団の要望や意見は聞いているのか。3つ目は、市民の意見をどう取り上げて反映していくのか。

次に、2点目は新病院建設基本構想・基本計画についてであります。新病院建設は平成23年3月の基本構想・基本計画により進められておりますが、建設位置の変更、知多市民病院を後方支援病院としての位置づけ、さらに知多市立看護専門学校が西知多医療厚生組合に引き継がれるなど、当初の基本構想・基本計画から状況が変わっています。以上のことより次のことを質問いたします。

1つ目、見直しの考えはあるのか。2つ目、収支シミュレーションでは開院9年目には5,100万円の黒字となっておりますが計画どおりか。3つ目は、医師の確保はどのように行っているのか。

次の3点目は、看護師の確保についてであります。日本福祉大学の看護学部が平成27年に開校予定であります。組合の対応としてどのように考えているのかお尋ねいたします。

管理者（加藤功）

黒川親治議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問の事項の1、新病院建設後の知多市民病院のあり方についてでございますが、本年度末には新病院の医療機能がまとまることから、来年度以降、愛知県関係部局と協議のもと東海市、知多市及び両市の医療関係者とともに検討してまいりたいと考えております。各質問事項に対する答弁につきましては、担当部長から答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

総務部長（下村一夫）

質問事項1、新病院開設後の知多市民病院のあり方についての1点目、東海市医師会の要望や意見は聞いているのかと2点目の知多市医師団の要望や意見は聞いているのかでございますが、関連がありますので合わせてお答えさせていただきます。

新病院開設後の知多市民病院跡地のあり方に関する要望や意見は、東海市医師会、知多市医師団から組合へ提出されておられません。西知多医療厚生組合といたしましては東海市、知多市とともに新病院を核とするこの地域に必要な医療機能の検討をしております。その検討に当たっては東海市医師会や知多市医師団には、関係当

事者として御参加していただく必要があると考えております。

続きまして3点目、市民の意見をどう取り上げて反映していくのかでございますが、新病院は両市民病院の経営や施設を統合し、新たに1つの病院を建設し、地域完結型の医療を提供しようとするものであり、医師や看護師などの医療スタッフを確保することの難しさや経営の厳しさなどを踏まえた上で、知多市民病院の跡地のあり方を検討する必要があると考えております。そのため、組合議員の皆様、東海市医師会、知多市医師団、知多保健所などの医療関係者からの御意見もお聞きし、跡地利用のあり方をまとめていく必要があると考えております。その案がまとまった段階で市民に対して情報を発信し、御意見をお聞きしてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

質問事項の2、新病院建設基本構想・基本計画についての1点目、見直しの考えはあるかでございますが、回復期リハビリテーション病床の取りやめや結核モデル病床の追加により、当初策定いたしました基本構想・基本計画の一部を変更した経緯はございますが、現時点におきましては、さらなる構想・計画を変更する予定はございません。

続きまして2点目、収支シミュレーションでは開院9年目には5,100万円の黒字となっているが計画どおりかでございますが、回復期リハビリテーション病床の取りやめや結核モデル病床の新設など、基本構想・基本計画策定時から医療機能に変更となったことにより、収支計画の調整が必要となっております。また、新病院の開院に向けて各部門の人員配置計画や業務委託化計画などを具体的に進めているところであります。現時点におきましては、当初の計画より早い段階において経営が安定するよう調整しておりますけれども、今後さまざまな個々の計画の進捗に合わせて全体計画の調整を進めてまいります。

知多市民病院事務局長兼事務部長（小川隆二）

続きまして3点目、医師の確保はどのように行っているのかでございますが、新病院基本構想では、質の高い医療の提供を行っていくため、適正な勤務体制が整うよう医師の確保を行っていくこととしており、病院事業の管理者及び副管理者であります両市長が関連する大学病院等へ出向き、新病院の開院に向けた支援をお願いしているところでございます。具体の取り組みといたしましては、両院長が定期的に大学医局を訪れ医師派遣の要請を行っております。最近では昨年末に訪問を行い、

両病院に在籍する医師の構成や年齢を示し御説明する中で、医師の増員を含め医療体制の充実を図っていただけるようお願いしたところで、今後も引き続き大学医局への働きかけを行ってまいります。

東海市民病院事務局長（天木洋司）

質問事項3、看護師の確保について日本福祉大学の看護学部が平成27年に開校予定であるが、組合の対応をどのように考えているかでございますが、日本福祉大学の看護学部は太田川駅前に1学年100名の定員で開校を予定するものとお聞きしております。看護師確保が依然厳しい状況の中で、地元で看護師養成大学が新たに設置されますので、今後情報収集に努め、できるだけ早い時期に協議の場を設けるなど貴重な人材を安定的に確保するための協力関係を構築したいと考えております。以上でございます。

議長（田中雅章）

黒川議員、再質問または要望がありましたら発言を許します。

12番議員（黒川親治）

では再質問いたします。まず1点目の知多市民病院のあり方についての2つ目、知多市医師団の要望や意見についての再質問を行います。

知多市民病院のあり方については、昨年9月に知多市医師団と知多市との懇談会が開かれています。その中で医師からも知多市民病院の跡地利用について明示されていないことが問題と指摘をされていると聞いていますが、新病院開設後の知多市民病院の具体的な医療体制はどの時点で明確になるのかということだと思っておりますけど、こういう声を先ほどの答弁の中では両医師会の声、意見は上がっていないという話であります。具体的な知多市医師団としては、知多市長との懇談の中でその辺の問題が上がっているわけですが、これはどういうふうに具体的に反映されていたのかどうか。

次は、2点目の新病院建設基本構想・基本計画についての3の医師の確保の問題ですが、先ほどの答弁では大学病院を両病院から訪れてお願いしているということを知ったわけですが、それ以上のことは何もないわけですか。具体的に何か進展的なことがあったのかどうか、ただ訪問してやられたということではありますが、その辺の問題があれば御答弁をお願いいたします。以上です。

総務部長（下村一夫）

再質問の1点目、新病院開設後の知多市民病院のあり方の中の知多市医師団の要望、意見のところの再質問でございますけれども、昨年9月に知多市医師団と知多市長さんのほうでの懇談会の席上で、跡地についての医師団としての御意見というものは議論の1つの対象として、いろんな関心を示された意見交換はあったと思いますけれども、団体としての意思統一はなかったというふうに理解しておりますが、よろしくお願いたします。

知多市民病院事務局長兼事務部長（小川隆二）

2点目の御質問、大学医局を訪問した際の点でございますが、具体的な進展ということに関しましては、次年度の人員派遣の中でそういった御配慮がしていただけるものだというふうに考えてございますが、御説明の中で新病院がいつごろできて、どういう形になってどういう場所にと、そういう具体的な話もしながら開院に向けて、まだ2年、3年ございますので、そういった期間を含めて大学側も体制を考えていきたいと、そういったような御意見をいただいております。

議長（田中雅章）

黒川議員、要望がありましたら発言を許します。

12番議員（黒川親治）

では1点だけ要望しておきます。やはり医師の確保については、先ほどのお話の中では両医師会もしくは医師団からの団体としての要望は出てないというお話であります。今からぜひ両医師会、東海市医師会、知多市医師団の要望、意見を徴集していただき、団体意見として取り上げるような形での要請をしていただけるようお願いし、それをぜひ新しい病院の建設に反映していただきたいということを要望いたします。以上です。

議長（田中雅章）

以上で12番黒川親治議員の一般質問を終わります。

続いて10番島崎昭三議員の発言を許します。

10番議員（島崎昭三）

一般質問に入ります。いよいよ旧東海市民病院が解体をされまして、次年度には、ここ知多北部地域の質の高い医療が提供できる中核病院としての役割を果たすために、さらには大規模災害に病院機能が継続できる病院として、市民の期待を背負った新病院の建設工事が始まることとなります。また、3月には新病院名が公表され

ることになり、知多、東海、両市民から愛される名称となるとともに、その名称に負けることのない充実した病院となることを期待いたしているところでございます。現在は基本設計に基づく実施設計中のこととでございますし、新病院開院に向けた運営計画を初め医療機器の整備ですとか、あるいは医療情報システムの整備等をワーキンググループで議論をされているというふうにお聞きいたしております。また、一方では地域医療連携会議を開催して、病診連携に向けた話し合いが持たれているということでございます。

そこで質問に入ります。1番目は、新病院開院に向けての体制について。1点目、新病院における経営課題について。2点目、組織体制について。3点目、今後検討される内容についてお聞きいたします。

2番目は、知多市民病院についてでございます。1点目、医師及び研修医の動静について。2点目、病診連携の状況について。3点目、登録医制度の状況及び開放型病床の状況についてお聞きいたします。

管理者（加藤功）

島崎昭三議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問事項の1、新病院開院に向けての体制についてでございますが、新病院開院まで2年余りとなり、滞りなく開院するためには、組合のスタッフ全員がより一体となって協力し合える体制を整えるとともに、安定した医療を提供するために人材の確保、育成も重要であると考えております。各質問事項に対する答弁につきましては、担当部長から答弁させますのでよろしくお願いたします。

総務部長（下村一夫）

質問事項の1、新病院開院に向けての体制についての1点目、新病院における経営課題についてでございますが、新病院開院に向け27診療科、約470床に必要な医師、看護師などの医療スタッフの確保、ICUや結核モデル病床などに配置するスタッフの育成、DPC、これは急性期の入院医療に対する診療報酬の包括支払制度のこととございますが、そういった診療報酬制度や病院経営に熟知した人材の確保・育成が重要と認識しております。また、現在の病院スタッフは、両市からの派遣であるために人事制度が異なっており、開院までに一元化する必要があると考えております。さらに、新病院開院に向け地理的変更に伴う開業医の皆様や救急隊、公共交通機関との連携などの再構築に向けた調整が必要と認識しております。

東海市民病院事務局長（天木洋司）

続きまして2点目、組織体制についてでございますが、新病院の組織体制につきましては、現在コンサルタント会社に委託し、給与体系、人事制度などと合わせてさまざまな面から検討を行っているところでございます。このような状況の中で新病院開院の準備態勢を速やかに構築し、また、診療各科の調整をより具体的に行うため、平成25年度の組織改正といたしまして、両病院事務局の統合及び東海市民病院に診療技術部の設置を行ってまいります。具体的には両病院の事務局・事務部を統合して病院事業部とし、管理課、医事課のほか、新たに開院準備室を設置いたします。また、東海市民病院には知多市民病院と同様の診療技術部を設置し、従来の薬剤科、放射線科、臨床検査科、リハビリテーション科のほか、手術室、救急医療室を新設するものでございます。以上により来年度から業務責任者を明確にするとともに、組合のスタッフ全員が協力した体制を整えてまいりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

総務部長（下村一夫）

続きまして3点目、今後検討される内容についてでございますが、新病院基本構想・基本計画では、新病院の経営形態について、新病院の建設段階などにおいて地方公営企業法の全部適用化も視野に入れて検討を行うとしております。しかしながら、一般会計から独立した健全な財政運営が行えない状況では、地方公営企業法の全部適用の主なメリットである組織、予算執行等運営の弾力化、人事・給与面での独自性を十分に発揮することができないこともあります。まずは新病院の院長を早い時期にお迎えし、より強固な体制を整え、救急の強化やICUなどの新しい医療体制を構築し、さらなる病院経営の健全化を図っていく必要があると考えております。

知多市民病院事務局長兼事務部長（小川隆二）

質問事項2、知多市民病院についての1点目、医師及び研修医の動静についてでございますが、医師に関しましては、昨年度は脳神経外科、耳鼻咽喉科において、今年度は眼科において常勤医師が配置できており、東海市民病院との医療機能の連携の中、整形外科の強化も進み、35名の常勤医師体制となっております。現在は、次年度における医師の確保・拡充に向け、東海市民病院と連携して関連大学医局へ派遣のお願いをしているところでございます。

研修医につきましては、今年度1人の研修医を採用することができ、研修担当の医師を中心に育成に取り組んでおります。来年度の研修医につきましては、研修病院の合同説明会に参加し募集してまいりましたが、確保は難しい状況でございます。今後も研修医の確保を目指して一層努力してまいります。

次に2点目、病診連携の状況についてでございますが、知多市民病院では平成18年4月に地域医療推進室を設置し、地域の住民が安心して最適な医療が受けられるよう地域の医療機関との連携をより充実させるために、紹介患者さんの診療予約やCT、MRIなどの画像検査予約を受け付けております。紹介患者さんの受診後は、紹介元医療機関に対し速やかに診療の状況を文書で報告し、また、入院となった患者さんについては退院の際、原則として紹介元の医療機関に逆紹介しております。本年度におきましては延べ5,422人の紹介があり、紹介率は48.6%でございます。また、知多市民病院から他の医療機関へ延べ4,513人を紹介しており、逆紹介率は35.4%でございます。紹介率、逆紹介率ともに年々上昇しており、知多市民病院と地域医療機関との良好な診療ネットワークの構築が進んでいるものと考えております。

次に3点目、登録医制度の状況及び開放型病床の状況についてでございますが、登録医制度は地域医療機関の医師に登録していただき、紹介をしていただいた入院患者さんの共同診療や開放型病床の利用、さらには院内の図書室を利用いただくなど、当院との連携関係を強化していただく制度でございます。病診連携の一層の推進を図るため、本年度の8月から開始しております。12月末現在で知多市26名、東海市18名、その他市町10名、合計54名に登録医となっており、開放型病床の状況につきましては、5階病棟に5床設置し、登録医が入院を必要と認めた患者さんを14日間を限度として受け入れております。12月末現在で登録医7名により延べ11名の患者さんについて、135日間の開放型病床の利用がございました。また、2名の患者さんについて共同診療が行われております。

議長（田中雅章）

島崎議員、再質問または要望がありましたら発言を許します。

10番議員（島崎昭三）

再質問をまず先にさせていただきます。1番目の新病院開院に向けての体制につ

いての1点目、新病院における経営課題についての中で質問ですが、ICUですか、あるいは結核モデル病床等の新たな院務が生じてまいります。その対応に向けたスタッフの人材育成計画について、まず1点お聞きいたします。

次に同じく1番目の3点目、今後検討される内容についてでございますが、経営形態については学識経験者等からのアドバイスを受けることは考えているのか、その点についてお聞きいたします。

次に2番目の知多市民病院についての1点目、医師及び研修医の動静についての再質問ですが、来年度は医師の増員は見込まれるのか、その点についてお聞きいたします。

同じく2番目の2点目、病診連携の状況についてであります。紹介率は昨年度と比較いたしましてプラス7.3%、それから逆紹介率は同様に6.2%増加しているという答弁をいただきました。これらをどのように受けとめられているのかお聞きいたします。

次に、逆紹介の中で他病院への紹介の主な事例についてお聞きしたいと思います。

同じく2番目の3点目、登録医制度の状況及び開放型病床の状況についてでございますが、その中で登録医制度と開放型病床についての課題と今後の新病院における考え方について再質問いたします。

総務部長（下村一夫）

再質問の1点目でございますけど、ICU、結核モデル病床などの新たな院務が生じますが、その対応に向けたスタッフの人材育成計画はということでございますが、新病院開院時からICU、結核モデル病床などの新たな院務を安定的に運営できるように、専門医療の資格取得を目的とした研修派遣や先進病院への実習派遣が必要と考えております。また、医療の質の向上を図るためにも、専門の指導者を招いた院内教育や医療スタッフの医療知識や能力技能の獲得・向上を計画的に行うことも必要と考えております。

2点目の学識経験者などからのアドバイスは考えているかということでございますが、現在、新病院開院アドバイザーを愛知県病院事業庁長にお願いしております。今後も引き続きアドバイザーとしてのお願いをしてまいりたいというふうに考えております。また、新年度は県職員の派遣を要請し、組合職員へ指導、助言など新病院開院に向けて事業を円滑に進めてまいりたいというふうに考えております。

知多市民病院事務局長兼事務部長（小川隆二）

質問事項2、知多市民病院についての再質問の1点目でございます。来年度医師の増員は見込まれるのかについてでございますが、現在、大学医局等との間で来年度の医師派遣の調整を行っておりまして、呼吸器内科医師1名の増員を予定しております。

それから、2点目の病診連携に関して紹介率が増加していることをどう受けとめているかについてでございますが、紹介率や逆紹介率が増加していることは病診連携が進んでいることのあらわれであると受けとめております。現在、病診連携に携わっております医師を中心に開業医を訪問し、意見交換などをいたしておりますが、今後もこうした地道な活動を続けてまいりたいと考えております。

3点目の逆紹介の中で他病院への紹介の主な事例ということでございますが、治療のフォローアップとして、紹介元の医療機関やかかりつけ医となる地域の医療機関を紹介しておりますが、症例によっては地域以外の病院を紹介しており、具体事例といたしましては、肺結核に罹患した患者さんの結核病棟がある医療機関への紹介、がん患者さんのセカンドオピニオンの求めに応じて、がん診療の専門病院への紹介、産婦人科など当院に入院診療科がない診療科への紹介、ホスピス、いわゆる緩和ケア病棟を持つ医療機関に紹介したものなどがございます。

次に4点目の登録医制度と開放型病床についての課題と今後の新病院での考え方についてでございますが、昨年8月から開始した制度でございますので、開業医訪問などによりPRを進めている状況でございます。開業医に登録医になっていただき紹介患者をふやすとともに、開放型病床を有効活用していくことが課題と考えております。

次に、今後の新病院での考え方についてでございますが、新病院におきましても地域医療連携を推進していくことが重要な課題であります。制度や運用を検討していく場におきましては、当院の取り組み事例を紹介してまいりたいと考えております。

議長（田中雅章）

島崎議員、要望がありましたら発言を許します。

10番議員（島崎昭三）

答弁を踏まえまして何点か要望させていただきたいと思っております。

まず1点目は、地域医療連携についてでございます。ただいま答弁がありましたように地域の開業医の皆さん等々の連携はとても重要であって、今後もそういった体制を整備しながら病診連携を進めていただきたいというふうに思っております。きょうは東海市民病院の関係の病診連携についてはお聞きすることができませんでしたが、知多市と東海市との地域的な背景の違いはあると思います。しかし、そうはいっても病診連携の大切さ、先ほどの答弁でも明らかになっておりますので、東海市民病院においてもぜひともこの病診連携について今後も強力的に取り組んでいただきたいということを要望申し上げておきたいと思っております。

次に経営形態についてでございます。経営形態の中で、私が特に注意しなければいけないのは経営面と、それから患者、お客様への高度医療サービスを維持していかうという観点から見ますと、いわゆる車の両輪ということが言われると思います。一方では経営についてはやっぱり黒字化を目指すという努力も必要であります。一方では先ほど言いましたけども、患者さんへの高度医療サービスを高めていくという信頼関係も必要になってまいります。こうしたバランスをとっておかないと、なかなか病院経営の永久的な経営につながっていかないということも懸念されますので、ぜひとも経営面と医療サービス両面からの経営に携わっていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。それから、言うまでもなく病院事業におきましては、非常に固定費の高い病院事業でございます。いかにお客様、患者さんを確保して限界利益を追求し、そのために優秀な人材である医師初め医療スタッフの確保を図りながら安定した病床利用率を図っていくということが、病院経営の大きなポイントになるのではないかなというふうに考えているところでございます。

それから、先ほどの答弁の中でもございましたけども、地方公営企業法の全部適用についてでございます。これはどうも26年4月からこの地方公営企業制度の改正も予定されているやに聞いておりますし、また、昨年12月に政権交代が行われて、現在の公立病院の改革ガイドラインを策定いたしました自民党が今後公務員の制度改革と合わせまして、さらに公立病院の改革にも手をつけられるということが想定されます。しばらくこういった動きがございますので、国の政治、あるいは医療制度の改革に向けて注視を、目を向けていただきたいということでございます。一方で地方公営企業法の全部適用について好事例もいろいろ出されてきております。特に山形県の酒田市の県立病院と市立病院の統合がなされました日本海総合

病院については、毎年黒字ということも踏まえまして、うまく公立病院の再編ネットワークができたモデルとしていろんな形で紹介されているところもございます。さらに一方では残念ながら、千葉県にあります旭市といういわゆる九十九里浜に面し、300床の病院を閉鎖した銚子市の隣にある総合病院の国保旭中央病院の実態が最近クローズアップされてきております。これは今度の私どもの病院と違いまして、精神科の220床を含めた約1,000床の大きな総合病院で、医療スタッフも2,000名という病院でございます。昨年の4月からいわゆる内科医を中心に医師が退職されまして、現在、救急あるいは内科の医療を停止しているという状況が出てまいったようであります。前年度までの決算を見ますと約4億円の黒字の病院でございます、全部適用がうまくいっていたという病院の事例、さらには総務大臣の表彰を受けた病院ですら医師がいなくなることによって経営的に非常に大変になってきたという状況でございます。この市においては、なぜ医師が退職されたのかという追跡調査をされたということで報告が出ておりました。特に若い医師はキャリアプランの一環として2年から3年の自分の計画があつて、それでその病院に勤めたんだけども時期が来たので退職する。さらにはお医者さんの配偶者の生活の面ですとか、子供さんの教育等々いわゆる家庭の事情もあつて退職された医師の方もいらっしゃるようであります。冒頭申し上げましたけども、千葉市から50キロ離れている地域でございますので、そういった意味では都会の病院ではなかったということも医師が退職された理由に挙げられているということでございます。

翻って私どもの新病院は、いわゆる名古屋市の通勤圏内にあるという立地にも恵まれたところでございますので、こうした配偶者の生活や子供さんの教育に新たに医師として赴任していただく方については、この例とは違う様相があるのかもわかりませんが、いずれにしましても、これからの経営は先ほどから繰り返しますけども、医師の確保が非常に大切だということになるかと思えます。したがいまして、今後新病院を建設するというハードそのものはできたとしても、その中で働くソフトの医師を初めとする医療スタッフの確保がこれから一番大切な課題だということを要望申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思えます。

議長（田中雅章）

以上で10番島崎昭三議員の一般質問を終わります。

議長（田中雅章）

続きまして日程第5、議案第1号「西知多医療厚生組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（下村一夫）

ただいま上程されました議案第1号「西知多医療厚生組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、西知多医療厚生組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めるため制定するものでございます。一枚はねていただきまして条例本文をお願いいたします。

第1条は趣旨規定でございます。第2条は技術管理者の資格に関する規定で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により技術士のほか、一般廃棄物処理施設に置く資格を規定したものでございます。第3条は委任規定でございます。附則は施行期日で、公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

議長（田中雅章）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

9番議員（江端菊和）

それでは2点お願いしたいと思います。まず1点目ですが、今回、法律改正で制定するということなのですが、この条例制定に至った経緯についてお伺いします。

それから2点目に、第2条に規定する技術管理者の配置状況についてお伺いしたいと思います。お願いします。

総務課長兼衛生センター所長（蒲田重樹）

御質問の1点目、条例制定の経緯につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が一部改正され、同法21条第3項の規定により技術管理者の資格の基準が条例に委任されたこと、またその施行日は平成24年4月1日でございますが、1年間は環境省令で定める資格が条例で定めた資格とみなされて

いることから、当該経過措置の期限が切れる前に組合として条例を制定するものでございます。

続きまして2点目、技術管理者の配置状況につきましては、現在、衛生センターで処理業務に従事しております常勤職員3人、再任用職員3人の計6人全員が技術管理者の資格を有している者でございます。以上でございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

9番議員（江端菊和）

今、法律改正によるということはわかるんですけど、その法律改正に至った経緯、何か理由があつてと思うんですけど、その辺わかりますか。

総務課長兼衛生センター所長（蒲田重樹）

再質問でございますが、それにつきましては国のほうが地域の自主性・自立性を高めるという目的で、関係法律を整備する法律というのが制定されまして、その中において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ここで技術管理者の資格のことを定めているものでございますが、そちらの一部改正が行われたことにより地方分権という形ですか、地方に資格を定めるものをおろされたことを受けて条例で定めるということになっております。以上でございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

11番議員（荻田信孝）

それでは1問お願いします。第2条第4号に規定する、同等以上の知識及び技能を有すると認められる者というふうに記載がありますが、具体的にはどのような人かお願いいたします。

総務課長兼衛生センター所長（蒲田重樹）

御質問の第2条第4号に規定する、同等以上の知識及び技能を有すると認められる者につきましては、一般財団法人日本環境衛生センターが主催しております廃棄物処理施設技術管理者講習を受講し、同法人が認定する技術管理者を対象としているものでございます。以上でございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

12番議員（黒川親治）

2点質問したいんですが、1点目は、先ほど荻田議員のほうから質問がありましたので、そういう場合にどのような人、誰が認定するのか。2つ目は、現在の有資格者の状況と今後の対応はどのように考えているのか。

総務課長兼衛生センター所長（蒲田重樹）

御質問の1点目の誰が認定するかでございますが、先ほど申しました一般財団法人日本環境衛生センター、こちらが主催しております廃棄物処理施設技術管理者講習を受講し、そこで受講した方を対象に認定、その法人が認定する技術管理者ということになりますので、認定するのは講習を主催している一般財団法人日本環境衛生センターでございます。

続きまして、現在の有資格者の状況と今後の対応ということでございますが、現在の有資格者の状況は、現在、処理業務に従事しております職員全員が資格を有しております。ですので今後につきましても新たに資格を取得する必要もございませんので、現在いる職員をそれぞれの部署へ配置して業務を進めていくと考えております。以上でございます。

12番議員（黒川親治）

1点だけ聞きたいんですが、例えばこの条例を制定しない場合、どういう状況が生まれるのかと思うわけですが、というのは第2条第4号で同等以上の知識及び技能を有すると認められる者というのがあるわけですが、そうすると別に条例をつくらなくてもいいんじゃないですか。

総務課長兼衛生センター所長（蒲田重樹）

先ほどの再質問でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、その第21条第3項におきまして、その技術管理者については、条例で定める資格を有する者で設置するというふうに規定されておりますので、それを受けてこの条例のほうを制定いたします。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第1号「西知多医療厚生組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定について」原案に賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 (田中雅章)

続きまして日程第6、議案第2号「西知多医療厚生組合看護師等修学資金貸与条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

東海市民病院事務局長 (天木洋司)

ただいま上程されました議案第2号「西知多医療厚生組合看護師等修学資金貸与条例の制定について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、看護師等の修学資金貸与制度の実施に関し、必要な事項を定めるため制定するものでございます。1枚はねていただきまして1ページをお願いいたします。

第1条は趣旨規定でございます。第2条は看護学生に対する無利子貸与の規定、第2項は貸与の対象施設を知多市立看護専門学校としたもので、あわせて管理者が特に必要と認めるときの例外を規定したものでございます。第3条は修学資金の種類及び金額に関する規定で、種類を普通貸与及び入学時貸与とし、金額を規則委任したものでございます。第4条は貸与期間に関する規定で、普通貸与については卒業する月まで毎月貸与し、入学時貸与につきましては貸与の決定日から遅滞なく貸与としたものでございます。第5条は修学資金の総額に関する規定で、修学資金の総額が予算の範囲内とすることを定めたものでございます。

2ページをお願いいたします。第6条は保証人の規定、第7条は貸与の打切り及び休止の規定でございます。第8条は返還の債務の当然免除の規定で、卒業後直ちに看護師等の免許を取得して、勤務した期間が修学資金の貸与期間に達したときなどに修学資金の返還の債務の免除等を定めたものでございます。

3 ページをお願いいたします。第9条は返還の規定で、退学などで修学資金の貸与を打ち切り、免除期間満了前の退職時などの返還について定めたものでございます。第10条は返還の債務の裁量免除の規定で、免除期間満了前にやむを得ない理由により退職したときなどに、返還の債務の全部または一部の免除について定めたものでございます。第11条は返還の猶予の規定、第12条は延滞金の規定で、4 ページをお願いいたします。第13条は委任に関する規定でございます。附則第1項は施行期日に関する規定で、平成25年4月1日から施行するもので、第2項は延滞金の割合の特例に関する規定でございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（田中雅章）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

9 番議員（江端菊和）

それでは1件お願いいたします。第3条に規定します普通貸与及び入学時貸与の額なんですが、規則で定めるとなっておりますけれども、その額についてお伺いします。

東海市民病院管理課長（大西彰）

第3条に規定する修学資金の普通貸与及び入学時貸与のそれぞれの額につきましては、現在の知多市看護師等修学資金貸付制度を参考に、普通貸与につきましては1月につき3万円、入学時貸与につきましては1回6万円を予定しております。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

10 番議員（島崎昭三）

それでは1点お願いします。この修学資金の貸与の予定者数についてお聞きします。

東海市民病院管理課長（大西彰）

修学資金の貸与予定者数につきましては、現在の看護師数と新病院で必要な看護師数を考慮し、26人を予定しているものでございます。

議長（田中雅章）

ほかにございませんか。

12 番議員（黒川親治）

2点お尋ねしたいと思います。1点目は、第2条第2項で、ただし、看護師等の確保のため管理者が特に必要と認めるときは、この限りではないとしておりますが、どのようなことが想定されるのか。

2点目は、第9条第2号で公務外の理由により死亡したときは返還の対象となるが、第10条第1項第2号で、やむを得ない理由があれば返還債務の裁量免除の規定がある、あえて公務外とした理由は何かお尋ねします。

東海市民病院管理課長（大西彰）

1点目の看護師等の確保のため管理者が特に必要と認めるときはどのようなことが想定されるのかでございますが、修学資金の貸与は知多市立看護専門学校の学生を対象としているものでございます。しかし、知多市立看護専門学校の貸与希望者が見込みよりも少なく、看護師がどうしても不足する場合を想定したものでございます。

2点目の第10条返還義務の裁量免除の規定で、あえて公務外とした理由は何かでございますが、貸与した修学資金は第8条第1項第2号で公務上の理由により死亡した場合は当然免除としております。また、第9条第2号で公務外の理由により死亡した場合は返還しなければならないとしてございます。第10条は管理者の裁量で返還を免除することができる規定で、第1項第2号の公務外の理由により、その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるときは、例えば大災害などにより家族全員が死亡した場合などを想定し、公務外の理由により死亡した場合でも修学資金の返還が困難であると管理者が判断した場合は、管理者の裁量で返還の免除をすることができるとしたものでございます。以上でございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

12番議員（黒川親治）

公務外の理由により死亡したときのことでちょっとお尋ねしたいんですが、現在の知多市の看護学校の規定については、具体的に細かいことは書いてないです。かなり詳しくはなっているんです、中身を見てみると。知多市のいわゆる看護学校の貸与基準と比べると。だけでも最終的にはいわゆる管理者、知多市長が必要と認める場合、やむを得ない理由があれば返還の義務はないよということを決めているわ

けです。あえて公務外とした理由は余りわからんのですけども、逆に難しくしとりやせんかと、はっきり言って。あえて公務外とした理由は、私の推量ですよ、そういうことをあえて決めたということは今までの経緯の中でもそれ以外のことがあるのではないかということも含めて決めたというふうに思うわけですが、そういう考え方でいいんですか。

東海市民病院管理課長（大西彰）

この公務外の理由により死亡その他やむを得ない理由というのは1つの例として表示したもので、特に意図してこの内容をこの条例で挙げているということではありません。明確化しただけのものでございます。以上でございます。

議長（田中雅章）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第2号「西知多医療厚生組合看護師等修学資金貸与条例の制定について」原案に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（田中雅章）

続きまして日程第7、議案第3号「平成24年度西知多医療厚生組合病院事業会計資本剰余金の処分について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

東海市民病院事務局長（天木洋司）

ただいま上程されました議案第3号「平成24年度西知多医療厚生組合病院事業会計資本剰余金の処分について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方公営企業法の一部改正に伴い、従来みなし償却

に係る資産の撤去により生じた当該損失は、資本剰余金を取り崩して直接補填しておりましたが、法改正により資本剰余金を処分する場合は議会の議決が必要となったものでございます。内訳につきましては、平成24年度病院事業で補助金等をもって取得した医療機器などの資産の撤去により発生する残存簿価の損失を、補助金等を源泉とする資本剰余金2億2,952万2,092円をもって埋めるものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（田中雅章）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

9番議員（江端菊和）

1件お願いいたします。資産の撤去によって発生した損失の内容について、今、医療機器などとお伺いしましたけども、もう少し詳しくお願いします。

東海市民病院管理課長（大西彰）

資産の撤去によって発生した損失の内容につきましては、既存資産の更新に伴い廃棄処分したものが、レントゲン循環器診断装置、肺機能測定システムなど15品765万4,669円、東海市民病院の移転に伴い廃棄処分したものが、病棟ベッド、空気調和機、病棟の個室応接セットなど681品2億2,186万7,423円でございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第3号「平成24年度西知多医療厚生組合病院事業会計資本剰余金の処分について」原案に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（田中雅章）

続きまして日程第8、議案第4号「平成24年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（下村一夫）

ただいま上程されました議案第4号「平成24年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

今回補正いたします額は、歳入歳出それぞれ1億1,343万円減額し、予算の総額を32億9,059万2,000円とするものでございます。なお、詳細につきましては新病院建設課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りまして御議決いただきますようお願い申し上げます。

新病院建設課長（勝崎当仁）

平成24年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。補正の内容といたしましては、歳入では1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金につきまして、両市よりの一般会計負担金として1億1,343万円の減額でございます。歳出につきましては2款総務費、2項企画費、2目新病院建設費を1億1,343万円減額するものです。内訳につきましては、13節委託料で契約後の請負残として1,318万7,000円の減額、15節工事請負費で契約後の請負残として8,481万5,000円の減額、19節負担金、補助及び交付金で救急医療施設整備費補助金の返還が発生しなかったことに伴いまして、返還金負担金の支出が不要になったもので1,542万8,000円の減額でございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（田中雅章）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

9番議員（江端菊和）

1件お願いいたします。5ページの19節負担金、補助及び交付金の救急医療施設整備費補助金返還金負担金の全額を今回減額するという事なんですが、今、若

干理由を言ってみえましたが詳しい理由についてお伺いします。

新病院建設課長（勝崎当仁）

御質問の救急医療施設整備費補助金返還金負担金の全額を減額する理由についてでございますが、今年度、旧東海市民病院本院の解体に当たり、平成14年度救急医療施設整備費補助金の交付を受けて整備した救急外来も取り壊すことになったため、補助金の返還を組合が負担するものとして、平成24年度当初予算に計上いたしておりました。補助金の交付を受けた財源の処分を行うに当たり10年経過前の処分につきましては、補助金の国庫納付を条件に承認されることとなっているため、救急外来は平成15年3月15日に補助金交付を受け取得した施設であります。そのため、10年経過前となっておりますので、事前協議の時点では処分期間39年のうち、残存年数31年分を計算して返還するものとしておりました。その後、東海市が財産処分申請を行ったところ、平成24年8月1日付けで愛知県知事から財産処分の承認通知があり、処分については国庫納付の条件を付さずに承認されたため、返還金負担金の支出が不要となったもので、今回減額するものでございます。以上でございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

12番議員（黒川親治）

1点だけ質問します。5ページ、2款2項2目15節工事請負費、東海市民病院解体工事の減額になった主な理由をお尋ねします。

新病院建設課長（勝崎当仁）

御質問の東海市民病院解体工事の減額になった理由は何かということでございますが、工事の入札で生じた請負残の金額を減額するものでございます。

議長（田中雅章）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第4号「平成24年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）」について原案に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより10時50分まで休憩いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前10時50分）

議長（田中雅章）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第5号「平成25年度西知多医療厚生組合一般会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（下村一夫）

ただいま上程されました議案第5号「平成25年度西知多医療厚生組合一般会計予算」について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億5,159万2,000円で前年度に比べ8億5,243万円の減額となりました。これは、新病院建設費が病院事業会計へ移行したことなどによるものでございます。なお、詳細につきましては担当課長より順次御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りまして御議決いただきますようお願い申し上げます。

総務課長兼衛生センター所長（蒲田重樹）

平成25年度西知多医療厚生組合一般会計予算の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。2の歳入から御説明申し上げます。1款分担金及び負担金、1項1目1節の負担金につきましては、25億3,058万6,000円で前年度に対し8億6,140万5,000円、25.4%の減でござ

ございます。この主な理由といたしましては、東海市民病院の移転及び取壊しに係る費用の減などに伴う減でございます。負担金の内訳といたしましては、組合規約に基づく負担割合により一般会計負担金につきましては、東海市から1億1,398万7,000円、知多市から8,914万7,000円で合計2億313万4,000円でございます。衛生事業特別会計負担金につきましては、東海市から1億2,081万6,000円、知多市から2,425万6,000円の計1億4,507万2,000円でございます。病院事業会計負担金につきましては、東海市から10億9,883万6,000円、知多市から10億8,354万4,000円で計21億8,238万円でございます。2款1項1目1節の繰越金の2,100万円につきましては、24年度の執行残見込額による繰越金でございます。3款諸収入1項1目1節の預金利子につきましては1,000円を見込んでおります。2項1目1節の雑入につきましては、再任用短時間勤務職員の雇用保険被保険者負担金等で5,000円を見込んでおります。

8ページ、9ページをお願いいたします。3の歳出について御説明申し上げます。1款1項1目議会費につきましては、220万3,000円で前年度に対し33万1,000円、17.7%の増でございます。1節報酬の54万6,000円につきましては、議員14人分の報酬でございます。9節旅費のうち121万円、14節使用料及び賃借料の18万9,000円の計139万9,000円につきましては、新病院建設に参考となる先進地を視察するための議員14人分の費用でございます。

2款総務費1項1目一般管理費につきましては、24億2,087万3,000円、前年度に対し3億6,227万4,000円、13.0%の減でございます。1節報酬の21万9,000円につきましては、監査委員など6人分の報酬でございます。2節給料の2,601万9,000円、3節職員手当等の1,773万9,000円、次のページ、10ページ、11ページをお願いいたします。4節共済費のうち共済組合負担金842万3,000円の計5,218万1,000円につきましては、総務部長、総務課職員5人の計6人分の人件費で前年度に対し61万6,000円の増でございます。9節旅費の44万3,000円につきましては、平成24年度に引き続き議会行政視察の随行者2人分の旅費、管理者、副管理者1人の合わせて2人分の旅費でございます。11節需用費の233万6,000円につき

ましては事務用消耗品、燃料費などで、前年度に対し38万4,000円の減でございます。12節役務費の156万6,000円につきましては、組合の施設間事務ネットワークの回線料などの通信運搬費、自動車保険料などで前年度に対し96万1,000円の減でございます。13節委託料の2,513万円につきましては、新病院開院後の組合の組織体制、給与制度などの人事制度の設計支援、組合の施設間事務ネットワークの保守委託など事務事業委託料、衛生センターの場内整備作業などの施設維持管理委託料などでございます。14節使用料及び賃借料の233万4,000円につきましては、組合の例規サポートシステムの使用料、12ページ、13ページをお願いいたします。施設間事務ネットワークで使用いたします機器の借上料などでございます。15節工事請負費の498万5,000円につきましては、衛生センター内の空調機の更新工事の費用で前年度に対し69万1,000円の増でございます。18節備品購入費の397万1,000円につきましては、組合で使用しております財務会計システムなどの更新費用でございます。28節繰出金の23億2,745万2,000円につきましては、衛生事業特別会計への繰出金として1億4,507万2,000円、病院事業会計への繰出金として21億8,238万円でございます。

経営企画課長（早川幸宏）

続きまして2項1目経営企画総務費につきましては、1億2,749万1,000円、前年度に対し57万8,000円、0.5%の減でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、経営企画課、新病院建設課、9人分の人件費と県派遣職員の1人分の組合が負担する手当、さらに臨時職員1人分の法定福利費でございます。7節賃金につきましては、臨時職員1人分の賃金でございます。8節報償費は、地域医療の充実や地域保健事業との連携を図るため、2次救急医療や入院・手術を必要とする急性期医療を担う新病院と地域の保健医療機関との機能分担や連携を協議する地域医療連携会議に出席する委員の日当と市民向け講演会の講師謝礼32万3,000円を計上したものでございます。

14ページ、15ページをお願いします。13節委託料は、新病院の開院に向けた各業務マニュアルとなる運営計画や医療機器整備計画などの策定業務の開院支援業務及び地域医療の充実や地域保健事業との連携に向けての支援業務を医療系コンサルタントへの委託を初め外部者が参加する会議録の作成に合計3,019万2,

000円を計上したものでございます。19節負担金、補助及び交付金は、県派遣職員1人分の人件費の3分の2を負担するものでございます。新病院建設費につきましては廃目でございます。

総務課長兼衛生センター所長（蒲田重樹）

続きまして3款公債費、1項1目23節償還金、利子及び割引料の2万5,000円につきましては、一時借入金の利子でございます。4款1項1目予備費につきましては、100万円でございます。

16ページ以降は議員などの特別職の報酬、一般職の給料、職員手当の状況を示した給与費明細書でございます。御参照いただき説明のほうは省略させていただきます。なお、平成25年度の一般会計の主要事業の概要につきましては、資料として配付してございます平成25年度予算の重点施策の概要の11ページに掲載しており、これにつきましても御参照いただき説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（田中雅章）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

9番議員（江端菊和）

それでは3点お願いいたします。1点目、11ページの委託料のところ、人事制度等構築支援業務委託料、その内容と、この委託料は24年度も含めると約4,000万円かけて委託されておるんですけども、今後も計上されるのかどうかお伺いします。

2点目が15ページの同じく委託料ですけど、新病院開院支援等業務委託料、この内容と、この委託料につきましても24年度を含めると約6,000万円かけておりますけれども、今後も計上されるのかどうか。

それから3点目が同じページの負担金のところで、県派遣職員負担金が新規計上になっておりますけど、その詳しい内容についてお伺いします。以上です。

総務課長兼衛生センター所長（蒲田重樹）

御質問の1点目、人事制度等構築支援業務委託の内容と、この委託料は今後も計上されるかでございますが、業務の委託内容といたしましては、新病院が開院する平成27年度までに新病院の規模にふさわしく、また、経営上の観点から適正水準である、組合の新たな人事・給与関係制度を構築するための支援でございます。ま

た、この業務委託は平成26年度までを予定しております。平成24年度につきましては、5月に業者選定をし現在、人事コンセプトなどの方針をまとめているところでございます。平成25年度につきましては、組織体系や給与体系、評価制度の設計を行い、26年度に運用準備を行う予定でございます。以上でございます。

経営企画課長（早川幸宏）

御質問の2点目、新病院開院支援等業務委託料の内容と、この委託料は今後も計上されるかでございますが、委託内容につきましては、新病院を滞りなく開院させるために必要となる各業務の手順書、マニュアルとなる運営計画や医療情報システム整備計画等の各種計画策定支援業務及び両市の医師会、医師団等を初めとする医療関係者等で組織する地域医療連携会議を開催するに当たり、現状分析や議題提案等本会議の運営支援業務の2つとなっており、平成23年度から委託している内容でございます。また26年度以降につきましては、総合運営マニュアルの作成や医療機器等の購入、開院に向けてのリハーサル、引っ越し等の業務を想定しておりますが、これらの業務を円滑に遂行するため、開院年度の27年度まで医療分野に関する高いノウハウを持つ者からの支援を受けていく予定でございます。

続きまして御質問の3点目、県派遣職員負担金が新規計上となっているが、その内容についてでございます。平成27年度の新病院の開院に向けて、組合職員の対応能力の向上を図るため、専門的な知識及び経験豊富な県職員の派遣を要請し、組合職員へ指導、助言をしていただき新病院開院業務を円滑に進めていくものでございます。以上でございます。

議長（田中雅章）

ほかにございませんか。

11番議員（荻田信孝）

それでは2問お願いします。17ページの給与費明細書のところですが、一般職総括として時間外勤務手当が前年と比較して増となっているようですが、その背景について。2点目、予算の重点施策の概要11ページですが、一般会計2款総務費、財務会計システム整備事業の内容について、2点お願いします。

総務課長兼衛生センター所長（蒲田重樹）

御質問の1点目、時間外勤務手当が前年度と比較して増となった理由でございますが、平成24年度実績を考慮いたしまして来年度の予算を積算したため、時間数

で比較しますと480時間分の増となったものでございます。

続きまして御質問の2点目、財務会計システム整備事業の概要でございますが、現在、平成18年度にリースで導入いたしましたサーバー機に組み込んだ財務会計システムを使用しております。このサーバー機につきましては、本来の5年リースを終えた後も再リースを繰り返しております、現在ふぐあいや故障のほうが多くなっており、職務にも影響が出るおそれがあるため更新を行うものでございます。また、財務会計システムにつきましても、現在使用しておりますパソコンの稼働環境に対応したシステムに更新するものでございます。以上でございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

12番議員（黒川親治）

3点質問します。1点目は11ページの2款1項1目13節委託料、平成22年度から24年度まで計上されていまして松くい虫駆除等業務委託料が今回計上されていませんが、その理由は何か。

2点目は13ページの2款2項1目3節職員手当等、時間外勤務手当が前年度より約130万円の増となっておりますが、その理由は。

3点目は15ページの2款2項1目19節負担金、補助及び交付金のところでありますが、県からの派遣職員については、先ほどの江端議員の質問の中で経験豊かな職員という形で御説明があったわけですが、具体的にはどういうことが経験豊かで、その理由です。具体的な理由をお尋ねします。以上です。

総務課長兼衛生センター所長（蒲田重樹）

御質問の1点目、松くい虫駆除等業務委託料が計上されていない理由でございますが、松くい虫駆除等業務委託につきましては、組合の敷地内の松を調査し、枯れている個体については伐倒及び処分を行い、松くい虫による立ち枯れていない健康な個体につきましては、薬剤注入による予防措置を行うものでございます。平成22年度から24年度までの実施で敷地内の松を一巡することとなり、薬剤の防除効果も4年から5年と聞いておりますことから25年度は実施せず、今後につきましては松の状態を確認しながら実施する予定でございます。

経営企画課長（早川幸宏）

御質問の2点目、時間外勤務手当が前年度より約130万円の増となった理由で

ございますが、24年度における時間外勤務時間数の実績を考慮し、前年度と比較し、時間数480時間の増となったものでございます。

御質問の3点目、県からの派遣職員につきまして経験豊かとは具体的にという御質問でございますが、県の関係部局としましては、健康福祉部のある一定の役職の方を要請したいと今要望しているところでございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

12番議員（黒川親治）

3点目の派遣職員ですが、給与を見るとかなりそこそこ高い。部長クラスと部長ちょっと下ぐらいかなと感じを受けるわけですけども、経験というのは、これは派遣職員が県から来るということで、かなり病院経営についてはプラスになるというふうに理解していると思うわけですが、まだ具体的にわからんですか。それ以上のことは。例えばその方がこういう役職に現在ついておって非常に見識があるとか、知識が豊富であるとか、そういうことを含めてわかればお願いします。

経営企画課長（早川幸宏）

最終的には県の人事になるものですから、今具体的に御紹介できる内容は持ち合わせていないんですが、医療関係に係る健康福祉部のある役職以上を想定はして要望しているところでございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第5号「平成25年度西知多医療厚生組合一般会計予算」について原案に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（田中雅章）

続きまして日程第10、議案第6号「平成25年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（下村一夫）

ただいま上程されました議案第6号「平成25年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,914万9,000円で前年度に比べ3,352万9,000円の減額となりました。これは計画修繕工事が減となったことなどによるものでございます。なお、詳細につきましては、衛生センター所長より御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りまして御議決いただきますようお願い申し上げます。

総務課長兼衛生センター所長（蒲田重樹）

平成25年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計予算の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。6ページ、7ページをお願いいたします。

2の歳入から御説明申し上げます。1款使用料及び手数料、1項1目1節の事業総務使用料の9,000円につきましては、行政財産の目的外使用を許可しております電柱等の土地使用料でございます。

2款1項1目1節の繰入金の1億4,507万2,000円につきましては、一般会計からの負担金でございます。

3款1項1目1節の繰越金の2,400万円につきましては、24年度執行残見込額による繰越金でございます。

4款諸収入、1項1目1節の雑入の6万8,000円につきましては、再任用職員の雇用保険被保険者負担金、自動車損害賠償保険金、地方公務員災害補償基金負担金返還金でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。続きまして3の歳出について御説明申し上げます。1款衛生費、1項1目事業総務費につきましては、4,081万円、前年度に対し164万2,000円、3.9%の減でございます。こちらの主なものといたしましては、衛生センターの常勤職員4人、再任用短時間勤務職員2人、

臨時職員1人の7人分の経費といたしまして、2節給料1,911万3,000円、3節職員手当等1,279万1,000円、4節共済費604万2,000円、7節賃金189万9,000円の計3,984万5,000円でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。2目し尿処理費につきましては、1億2,631万4,000円、前年度に対し3,188万7,000円、20.2%の減でございます。11節需用費の4,878万2,000円につきましては、処理用薬品、処理施設用消耗品などの消耗品費、重油などの燃料費、衛生センター、ポンプ場で使用いたします電気などの電気料の光熱水費でございます。12節役務費の184万2,000円につきましては、焼却灰の処理手数料でございます。13節委託料の1,587万円につきましては、水質検査委託料、槽清掃委託料、計装設備保守委託料など11件分の委託料でございます。14節使用料及び賃借料の127万円につきましては、焼却灰を武豊町にあります衣浦港3号地廃棄物最終処分場までの運搬用ダンプトラックの借上料でございます。15節工事請負費の5,843万円につきましては、定期修繕3件分、計画修繕9件分、その他修繕6件分の費用でございます。

2款公債費、1項1目利子につきましては、一時借入金の利子2万5,000円でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。3款1項1目予備費につきましては200万円でございます。

14ページ以降は給与費明細書でございますので、御参照いただき説明は省略させていただきます。なお、平成25年度の主要事業の概要につきましては、資料として配付してございます平成25年度予算の重点施策の概要の11ページに掲載しております。これにつきましても御参照いただき、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（田中雅章）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

10番議員（島崎昭三）

1点お願いします。この予算の前提となります、計画するし尿処理量についてお尋ねいたします。

総務課長兼衛生センター所長（蒲田重樹）

計画しておりますし尿処理量についてでございますが、稼働初年度の平成8年度から平成14年度までは平均約3%で減少してまいりましたが、平成15年度から平成23年度までは、各年度での多少の増減はありますが、横ばいから漸減傾向でございました。このことにつきましては、東海市と知多市の下水道整備の進捗、企業活動の中での仮設トイレの一時的な増加、合併浄化槽から公共下水道へ切りかえの過渡期による増加など種々の要因があると思われまいます。このようなことから平成24年度のし尿処理量につきましては、3万800キロリットルを見込み、平成25年度につきましては、2万9,600キロリットルを見込んでおります。今後の見通しといたしましては、東海市と知多市の下水道整備の進捗、公共下水道への切りかえが進むと想定し、現状の横ばい傾向から4から5%程度の減少率で推移していくものと考えております。以上でございます。

議長（田中雅章）

ほかにございませんか。

11番議員（荻田信孝）

それでは3問お願いします。まず9ページの歳出1款1項1目7節賃金のところですけど、今後の動向について。2件目、14ページです。給与費明細書、一般職総括のところですけども、休日勤務手当が前年度と比較して増となっておりますけど、その背景について。同じく14ページです。給与費明細書、一般職総括のところですけども、特殊勤務手当が前年と比較して減となっております。こういった背景なのか。それと特殊勤務手当を導入した経緯、種類、金額の算出根拠は何か、以上3問お願いいたします。

総務課長兼衛生センター所長（蒲田重樹）

御質問の1点目、7節賃金の今後の動向についてでございますが、職員数につきましては、平成22年度は7人のうち再任用職員2人、平成23年度は7人のうち再任用職員3人、平成24年度は6人のうち再任用職員3人で行ってまいりました。平成24年度末に再任用職員のうち1人が任用期間が満了になることから、衛生センターの維持管理に必要な職員数を配置するため、平成25年度については臨時職員1人を採用する予定でございます。今後、当施設が受け入れるし尿等の量は、年度により多少増減するものの漸減する見込みであるため、新規に職員を採用することは控え、当面退職者の再任用制度と臨時職員を活用していく方針でございます。

続きまして2点目、休日勤務手当が前年度と比較して増となった理由でございますが、平成25年度は年末年始の休日が土曜日、日曜日を含め9連休と例年より長期となることから、連休明けの施設の運転業務に支障を来さないようにするため、年明けに1日維持管理業務を行う予定をしております。そのため、平成24年度と比較し休日急務手当が増となったものでございます。

続きまして3点目のうち、特殊勤務手当が前年と比較して減となった理由でございますが、再任用職員1人が今年度末で任期満了になることに伴う、支給対象者の減によるものでございます。

次に特殊勤務手当を導入した経緯、種類、金額の根拠でございますが、昭和42年の組合の設立と同時に特殊勤務手当を導入いたしました。特殊勤務手当は、危険、不快または困難な勤務に従事する職員に支給しており、当組合の特殊勤務手当には不快手当、危険手当、技術手当がございます。不快手当は、し尿処理施設内で勤務したとき勤務1日につき1,000円、危険手当は、し尿処理作業に従事したとき勤務1日につき700円、技術手当は、し尿処理施設の管理運営等に必要な免許または資格を有する職員に対し一般廃棄物処理施設技術管理者は一月2,000円、第3種電気主任技術者、危険物取扱者、消防設備士、公害防止管理者につきましては一月1,000円ずつ支給しております。それぞれの手当の単価につきましては、近隣の一部事務組合等の手当額を参考にし見直しを行いながら、条例等で規定し支給しております。以上でございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

12番議員（黒川親治）

2点お尋ねします。1点目は11ページの1款1項2目13節委託料、槽清掃委託料が前年度より約210万円の減となった理由は何か。2つ目は予算の重点施策の概要11ページ、処理施設整備事業の脱臭装置活性炭取替修繕工事、この内容と、また、活性炭の取りかえは定期的に行っているのかどうかお尋ねします。

総務課長兼衛生センター所長（蒲田重樹）

御質問の1点目、槽清掃委託料が前年度より約210万円の減となった理由でございますが、槽清掃委託の作業内容及び汚泥等の処分料につきましては、平成24年度予算と同様でございますが、新規参入業者を含めた平成24年度の入札実績に

よる設計変更を行い、予算積算時に参考見積もりを徴収した結果、単価等の減により約210万円の減となったものでございます。

続きまして2点目の処理施設整備事業の脱臭装置活性炭取替修繕工事の内容でございますが、処理施設から発生する臭気を除去するための設備である活性炭脱臭塔内の中濃度脱臭用活性炭及び低濃度脱臭用活性炭の取りかえと、活性炭脱臭塔内部の点検と清掃でございます。

次に活性炭の取りかえを定期的に行うかでございますが、こちらにつきましては隔年で行っており、今後も、し尿処理施設機器修繕計画に基づき、隔年で定期的の実施していく予定でございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

12番議員（黒川親治）

2点目の活性炭の取りかえは隔年ごとということになっておりますが、これは活性炭の劣化状況というんですか。隔年ごとに全部取りかえるのか。例えば活性炭の状況によっては半分取りかえとかそういう形でやっているのか。その分析などもやられてきているのか、その辺の問題をお尋ねします。

総務課長兼衛生センター所長（蒲田重樹）

ただいまの再質問についてお答えさせていただきます。

活性炭につきましては、脱臭塔に入っている活性炭を全部交換でやっております。分析のほうは特にやってございませんが、納入業者のほうから2年ごとということで聞いておりますので隔年で交換のほうをやっております。以上でございます。

議長（田中雅章）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第6号「平成25年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計予算」について原案に賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（田中雅章）

続きまして日程第11、議案第7号「平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

知多市民病院事務局長兼事務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第7号「平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第2条は業務の予定量で、病床数は一般病床502床で、内訳は東海市民病院が202床、知多市民病院が300床、療養病床は東海市民病院の55床でございます。年間患者数は、入院患者数14万7,460人、外来患者数30万120人、1日平均患者数は、入院患者数404人、外来患者数1,230人を予定し、主要な建設改良事業では、新病院建設事業として9億5,172万円、資産購入事業として医療機器等の購入費6,114万円を予定しました。

第3条は収益的収入及び支出の予定額で、収入の第1款病院事業収益は104億4,462万円、支出の第1款病院事業費用は104億2,952万円を予定いたしました。2ページをお願いします。第4条は資本的収入及び支出の予定額で、収入の第1款資本的収入及び支出の第1款資本的支出は11億3,336万円を予定いたしました。

第5条の継続費は新病院建設事業に係るもので、事業の総額を133億2,084万円とし、平成25年度9億2,550万円、平成26年度122億5,030万円、平成27年度1億4,504万円の年割額を定めるものでございます。

第6条の債務負担行為は、新病院の医療情報システムの構築に係るもので、期間を平成25年度から平成26年度までとし、限度額を13億1,040万円とするものでございます。

第7条の企業債でございます。3ページをお願いします。新病院建設事業債8億

8, 140万円を限度額として予定したものでございます。

第8条は、一時借入金の限度額を15億円といたしました。

第9条は経費の流用ができる場合を、第10条は議会の議決を経なければ流用できない場合を定めております。

第11条は、一般会計から補助金を受ける金額を10億2,649万円といたしました。

第12条は、たな卸資産の購入限度額を18億8,594万円といたしました。

続きまして24ページをお願いします。平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計予定額明細書により御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款病院事業収益、1項1目入院収益53億93万円の計上は、1日平均患者数を東海市民病院の一般病床で147人、療養病床で35人、知多市民病院で222人をそれぞれ見込み、2目外来収益24億6,193万円の計上は、1日平均患者数を東海市民病院で640人、知多市民病院で590人をそれぞれ見込んだものでございます。3目その他医業収益11億4,463万円の主な計上は、個室使用料、予防接種、集団検診等の収益及び救急医療の確保などに要する経費として収入する一般会計負担金などでございます。2項医業外収益は15億3,313万円の計上です。主な内容は25ページをお願いします。2目他会計補助金で、退職手当及び病院の健全経営に対する補助金などの一般会計補助金、4目他会計負担金でリハビリテーション及び高度医療などに要する経費に係る一般会計負担金などでございます。3項特別利益400万円は、過年度損益修正益でございます。

26ページをお願いします。続きまして支出でございますが、1款病院事業、1項1目給与費60億4,806万円の主な内容は、常勤医師65人、看護師347人など職員586人分の人件費でございます。2目材料費18億4,018万円の主な内容は、6節薬品費及び7節診療材料費等で、3目経費22億7,091万円の主な内容は、16節光熱水費として施設の電気、ガス料金など、27ページをお願いします。20節修繕費として医療機器及び建物施設などの修繕費用、22節賃借料として電子計算機、医療機器など借上料、24節委託料として医事業務、給食業務、施設管理運転などの委託料、28節手数料として臨床検査手数料などでございます。なお、22節賃借料及び24節委託料の中でシャトルバスの運行事業

の拡大を予定しております。

28ページをお願いします。2項医業外費用1億728万円は雑損失など、3項特別損失800万円は、過年度損益修正損、4項予備費は600万円の計上でございます。

29ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入、1項1目企業債8億8,140万円の計上は、新病院建設事業に係る借入れ、2項1目他会計出資金2億3,196万円は、新病院建設及び医療機器購入に係る出資金で、3項1目県補助金は地域医療再生交付金で、研修用医療機器の購入に対する県補助金でございます。

次に支出でございますが、1款資本的支出、1項1目建設改良費9億5,172万円の主な内容は、事務職員2人分の人件費、8節工事請負費は新病院の本体工事分、2目資産購入費6,114万円は医療機器等の購入費でございます。3項1目長期貸付金は新規事業で看護師等養成施設卒業後、組合の設置する病院に勤務する者に修学資金を貸与するものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りまして御議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（田中雅章）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

9番議員（江端菊和）

2件お願いいたします。2ページの第6条の債務負担行為の医療情報システム構築事業として2年間で13億1,040万円計上されておりますが、目指そうとしている医療情報システムの内容についてお伺いします。

2点目は27ページの委託料のところで、自動車運行管理業務委託料が前年に比べ増額となっております。これは重点施策の概要によりますとシャトルバス運行事業の拡大によるということでございますが、その拡大部分についてお願いいたします。

新病院建設課長（勝崎当仁）

御質問の1点目、目指そうとしている医療情報システムの内容についてでございますが、医療情報システムの導入に当たって、医療の質の向上、患者サービスの向上、医療の安全性の確保、業務の効率化、地域医療への貢献、経営の健全化への貢献の6点を主な導入目的としております。主な内容といたしましては、電子カルテシステムの導入によりチーム医療の推進、部門間の情報共有の強化による患者の待

ち時間の短縮を、感染管理システムの導入により医療安全対策の強化を、地域医療連携システムの導入により地域の医療機関との情報共有の拡充を、経営管理システムの導入によりの確な経営状況の把握などをそれぞれ図っていきますのでお願いいたします。

知多市民病院管理課長（竹内慎二）

御質問の2点目、シャトルバス運行事業の拡大部分についてでございますが、シャトルバス運行経路は、現在、東海市民病院と旧東海市民病院の中ノ池間で平日の毎日シャトルバスを運行しておりますが、運行経路を知多市民病院まで延長し、あわせてバス1台体制から2台体制にすることで自動車運行管理業務委託料が増額となったものでございます。

9番議員（江端菊和）

拡大部分、市民病院からの経路ですけど、ルートは既に決まっているんでしょうか。

知多市民病院管理課長（竹内慎二）

現在、運行経路につきましては検討しておる最中でございますが、東海市役所や名鉄朝倉駅などを經由することなどを考慮しております。以上です。

議長（田中雅章）

ほかにございませんか。

11番議員（荻田信孝）

4件お願いします。9ページですけれども、給与費明細書の総括の関係、夜間勤務手当が前年度と比較して増となっておりますけれども、その背景について。

2件目、同じく9ページの給与費明細書の総括のところですけども、宿日直手当が前年度と比較して減となっております。その背景について。

3件目です。特殊勤務手当が前年度と比較して減となっておりますけれども、その背景。それから特殊勤務手当を導入した経緯、種類、金額の算出根拠について。

最後4件目です。25ページ、1款2項5目1節不用品売却代金の具体的な内容と経緯、以上4件お願いします。

東海市民病院管理課長（大西彰）

御質問1点目、夜間勤務手当が前年度と比較して増となった背景でございますが、夜間勤務を行う看護師の平均年齢が上昇したことにより、平均夜間勤務手当単価が

上昇したことによるものでございます。

続きまして、宿日直手当が前年度と比較して減となった背景でございますが、主に東海市民病院で宿日直を行う医師の減により、非常勤医師に宿日直業務を依頼する必要が生じたことから宿日直手当が減となったものでございます。

続きまして3点目、特殊勤務手当が前年度と比較して減となったのはどのような背景か。また、特殊勤務手当を導入した経緯、種類、金額の算出根拠は何かでございますが、特殊勤務手当が前年度と比較して減となった理由につきましては、手当が必要な常勤職員の予算人員をここ数年の採用実績などを考慮し、医師で5人、看護師で6人、医療技術員で5人、前年度予算から減らしたことから、特殊勤務手当も減少したものでございます。また、特殊勤務手当を導入した経緯でございますが、国家公務員の給与の支給に準じて各市条例に基づき導入しております。種類は、東海市民病院では東海市職員の特殊勤務手当に関する条例で規定しており、病院手当、年始年末手当、夜間看護手当、自宅待機手当がございます。金額の算出根拠でございますが、過去の支給実績を考慮し算出しております。以上でございます。

知多市民病院管理課長（竹内慎二）

知多市民病院の特殊勤務手当につきましては、ボイラー等を取り扱う業務に対する危険手当、年末年始の業務などに対して支給される特殊手当、風水害等の非常配備等の業務などに対して支給される消防、防災手当、医師の診療業務や病棟における深夜の看護業務などに対して支給される病院手当であります。これらの手当につきましては、過去の支給実績などを考慮し算出しております。

御質問の4点目、不用品売却代金の具体的な内容と経緯についてでございますが、内訳は歯科口腔外科から発生した使用済み歯科材料金属の売却代金が24万円、レントゲン現像液の廃液売却代金が22万円、レントゲンフィルムの廃棄に伴い発生する銀の売却代金が158万円の合計204万円でございます。これらの不用品は毎年発生することから定期的に売却を実施してまいります。以上でございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

12番議員（黒川親治）

3点質問します。第5条の新病院建設事業の年割額が25年度、26年度、27年度と出ているわけですが、主な内容をお尋ねします。

2点目は、7ページの収入1款3項1目県補助金、地域医療再生交付金の内容についてお尋ねします。

3点目は、予算の重要施策の概要の12ページ、シャトルバス運行事業の拡大についてであります。これについては先ほど江端議員への答弁である程度わかったんですが、知多市とのコミュニティバスとの関連はあるのかどうか。その辺のことを検討されているのかどうかお尋ねします。以上です。

新病院建設課長（勝崎当仁）

御質問の1点目、第5条の新病院建設事業の年割額の事業内容は何かということですが、新病院建設事業は3カ年の継続費で計上しております。年度ごとの事業内容は、病院本体工事を平成25年度から26年度、院内保育所建築工事を平成26年度、外構工事を平成26年度から27年度に実施する予定でございます。

引き続きまして御質問の2点目、地域医療再生交付金はどのような内容のものかですが、平成21年度に愛知県が策定しました地域医療再生計画に基づき整備を行う事業に対して交付される補助金で、今回の補助金は医学部を有する大学と連携した医師確保対策事業のうち、大学と連携した研修拠点病院の整備事業として、医師の確保のために医師の研修用に主に使用する医療機器の整備に交付されるものです。補助金額は2,000万円、補助率は100%です。以上でございます。

知多市民病院管理課長（竹内慎二）

御質問の3点目、知多市のコミュニティバスとの関連はあるかについてでございますが、今回のシャトルバスの路線拡大につきましては、両病院の患者さんの利便性向上を図るもので、直接コミュニティバスとの関連はございませんが、今後新病院が利用しやすい病院となるようコミュニティバスの充実を図っていただければと思います。以上でございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

12番議員（黒川親治）

私は、第7号、平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算について賛成

の立場で討論いたします。

本案は本年4月からの新病院の建設に伴う事業予算を含むものであります。新病院建設については、計画の時点において東海市及び知多市の両市民病院がまだ使用できること、さらには知多市民病院が平成19年に約10億円をかけ外来棟の増築を行っていることなどから、膨大な市税を投入してまで新病院建設の必要がないこと。ましてや最も優先すべき両市民や両市民病院で働く医師、看護師などの病院職員、地元医師会などの意見を十分にくみ取ったとは言えない状況でした。知多市においては、平成24年3月議会に提出されました知多市民病院の存続を求める請願は、新病院の建設は問題である。知多市民病院を残してほしいとの市民の思いが結集したものでした。私は、平成24年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算の反対討論の中で、多くの知多市民にとっては新病院建設が東海市民病院本院跡地に建設されることは、まさに東海市民病院の建てかえではないかとの疑問が残り、知多市民にとって現知多市民病院をどうするのか、後方支援病院として残すと言っているがどのような形で残すのか具体的なものは何ら示されていないこと。新病院がオープンしたら知多市民病院が消滅することを意味しているのではないか。知多市民にとっては知多市民病院がなくなると知多市内に救急患者を受け入れる病院がなくなる。市の財政が厳しいのに東海市民病院の建てかえに知多市民が負担することになる。さらに地境と言うけれど、知多市民にとっては中心市街地や岡田、粕谷地区などからさらに遠くなり通院が不便になるなどの問題が考えられる。今やることはこれら多くの知多市民の声を取り上げ、知多市民病院を残し、不足する医療は新病院との医療連携を図ることであるなどを指摘して反対し、討論いたしました。

しかし、その後現実に建設工事に着手していることから、また、知多市民病院を後方支援病院として位置づけられていること、さらに現知多市民病院と東海市民病院間のシャトルバスの計画があることなどを踏まえ、新病院が東海市と知多市の市民が真に求める地域医療の拠点として総合病院の役割を果たすことを期待し、次のことを意見として述べ賛成します。

意見の第1は、平成27年度新病院開院までの3年間について、1つ目は東海市民病院と知多市民病院の医師の確保など医療体制の充実、2つ目は東海市民病院と知多市民病院間の医療連携と交通アクセスを保障すること、3つ目は利用者の苦情、要望等を反映させる窓口を設置し、利用しやすい病院にすること。

2点目は新病院についてであります、これについては1つ目は医師、看護師の確保と知多市民病院との医療連携、当然、交通アクセスも含まれます。2つ目は東海市医師会、知多市医師団との病診連携、3つ目は総合病院として機能できる病院。以上、意見を申し述べ議案第7号、平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算について賛成討論とします。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

ほかにないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号「平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について原案に賛成の方の挙手を願います。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（田中雅章）

続きまして日程第12、同意第1号「監査委員の選任について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（下村一夫）

ただいま上程されました同意第1号「監査委員の選任について」御説明申し上げます。

現委員の中田潔氏が、来る3月31日をもって任期満了となるため、その後任者として東輝男氏の選任をお願いするものでございます。東氏の略歴はお手元の資料のとおりでございますが、人格、識見ともすぐれた方で適任でございますので、西知多医療厚生組合同規約第10条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。同意いただけますようよろしくお願い申し上げます。

議長（田中雅章）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」との声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。同意第1号「監査委員の選任について」原案に賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案に同意することに決しました。

議長（田中雅章）

以上をもちまして本日の定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、代表監査委員から発言の申し出がありますので、この際これを許します。

代表監査委員（中田潔）

議長のお許しを得ましたので、この席をおかりして一言ごあいさつさせていただきます。

このたび西知多医療厚生組合の監査委員を本年3月末日をもって退任させていただきます。4年間にわたりその職務を全うできましたことはひとえに組合議員の皆様及び当組合管理者初め事務局関係者の温かい御指導、御支援のたまものと深く感謝している次第であります。当組合がさらなる公正かつ効率的な運営を確保され、両市の医療、環境行政の一翼を担われますよう御期待申し上げます。

また、議員の皆様及び管理者初め関係者各位のますますの御活躍を祈念申し上げ、辞任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（田中雅章）

次に管理者から発言の申し出がありますので、この際これを許します。

管理者（加藤功）

議長のお許しを得ましたので第1回定例会の閉会に当たりまして一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は慎重に御審議いただき御議決賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

今後とも議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございます。

議長（田中雅章）

これもちまして平成25年第1回西知多医療厚生組合議会定例会を閉会いたします。

（2月14日 午前11時53分閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年2月14日

西知多医療厚生組合議会 議長 田中雅章

3番署名議員 足立光則

12番署名議員 黒川親治